

建築物環境衛生管理業務仕様書

本仕様書は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（以下法という。）に基づき、中央図書館・市民情報交流センターの適正な施設管理を行うための建築物環境衛生管理業務委託について定める。

- 1 委託名 建築物環境衛生管理業務委託（中央図書館・市民情報交流センター）
- 2 委託施設
中央図書館 鉄筋コンクリート（一部鉄骨）造3階建 3,545.70 m²
市民情報交流センター 鉄筋コンクリート（一部鉄骨）造4階建 1,146.28 m²
- 3 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

4 業務内容

(1) 受託者は法第7条第1項に基づき建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を選任し下記項目の指導にあたること。

なお、空気環境測定、鼠・昆虫防除については指導のみならず、検査等についても受託者により実施するものとする。

◎空調管理

実施項目	実施頻度	実施内容	備考
空気環境測定	2ヶ月以内ごとに 1回 (奇数月実施)	湿度 相対湿度 気流 浮遊じん量 二酸化炭素 一酸化炭素	受託者により測定 (測定箇所9ヶ所)

◎鼠・昆虫防除

実施項目	実施頻度	実施内容	備考
鼠・昆虫防除	6ヶ月以内ごとに 1回 (ただし厨房、便所等繁殖注意エリアは2ヶ月以内ごとに1回)	総合的有害生物管理 (IPM) 的手法に基づくものとし、昆虫についてはごきぶり、はえ類、蚊類を対象とする。 (※薬剤散布等については、IPM等管理手法による基準値を超えた場合に双方協議により実施する。)	受託者により実施 繁殖注意エリア ・図書館 456 m ² ・情報交流センター 481 m ²

- (2) 空気環境測定については、法施行規則第3条第1項に基づいた測定を行い、測定箇所は9カ所とする。
- (3) 鼠・昆虫防除については、IPM（総合的有害生物管理）的手法に基づくものとし、昆虫についてはごきぶり、はえ類、蚊類を対象とする。
- 調査にあたっては、6ヶ月に1回（ただし厨房、便所等繁殖注意エリアは2ヶ月以内ごとに1回）委託者の指示する場所へ50㎡ごとに1箇所（繁殖注意エリアについてはおおむね5㎡ごとに1箇所）チェックシートを設置する。
- 薬剤散布等については、チェックシートの設置結果に応じ、双方協議のうえ定めた基準指数を超えた場合に、散布の可否及び施行日時等について協議のうえ実施する。
- 防除作業施設は前記の委託施設（2施設）全てとし、薬剤散布は原則閉館時とする。
- (4) 受託者は上記検査に係る年間計画書を作成し、毎月1回定期点検を行うものとする。（年度初めに年間計画書及び鼠、昆虫防除計画書を1部委託者へ提出すること。）
- (5) 受託者は上記検査結果をとりまとめ、必要に応じ保健所等に提出するものとする。
- (6) 受託者は上記業務のほか、保健所からの指摘等により必要と認められるものについては、随時点検、指導を行うものとする。

5 報告

受託者により実施される業務については、実施月の業務終了の都度、受託者へ報告書及び結果表等を速やかに提出するものとする。

6 手数料

本施設に係る建築物環境衛生管理技術者の保健所への登録手数料は全て受託者への負担とする。

7 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

8 その他

受託者は業務実施にあたる際、事故のないよう十分に注意を払うこと。

なお、本仕様書に定めのないことについては、法を遵守し施設の保全に務めるため、両者の十分な協議のうえ決定することとする。